《常設》

回

2018.8

真弓南自治会

先般、真弓南自治会電話連絡網にて、「①避難準備」の連絡を初めてさせていただきましたが、正確に皆様に伝わらず、混乱がありましたので、今後、避難情報種類毎に「電話連絡文」を以下のように統一させていただきます。

ただし、電話連絡の発信は、時間帯等を考慮し、全て連絡しませんので、緊急メール、テレビ等の情報を十分確認し、個人の判断で避難所に向かってください。

生駒市 避難情報	自治会 電話連絡文※
①避難準備・高齢者等避難開始	①避難準備が発令されました。避難したい方で、避難が一人で
	出来ない方は、班長に連絡ください。
	(班長は連絡があれば、自治会会長又は防災副会長に連絡ください)
②避難勧告	②避難勧告が発令されました。
③避難指示(緊急)	③避難指示が発令されました。

※自治会を通じての電話連絡網(市役所→会長→役員→班長→班員)

強制力	避難情報 種類	求める行動
弱	①避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告や避難指示(緊急)を発令することが予想される場合に発令し
		ます。要配慮者など、避難に時間を要する人とその支援者は、避難準備
		・避難開始してください。
中	②避難勧告	災害による被害が予測され、人的被害が発生する可能性が高まった場
		合に発令します。速やかに避難の行動を開始してください。
強	③避難指示 (緊急)	災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に
		高まった場合に発令します。「避難勧告」よりも強制力が強く、ただちに
		避難行動を開始してください。

